

# 「選挙、行こうよ！」

## 未来の明るいおかやまのために



選挙公報は、朝日、産経、山陽、中国、日本経済、毎日、読売新聞の7紙の朝刊へ折り

### 選挙公報

◎平成16年6月24日以降に岡山県内の他市町村へ転出され、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない人は、「引き続き岡山県内に住所を有する旨の証明書（いずれかの市町村長が発行する）」（住民票でもよい）をお持ちになれば、笠岡市で投票できます。

◎平成16年7月7日以降に岡山県内の他市町村から笠岡市に転入された人は、前住所地の選挙管理委員会にお尋ねください。

◎Eメールでの申込み  
選挙公報の申込みをEメールで行うときは、メールの題名を「公報希望」とし、本文に「住所・世帯主氏名・電話番号」を記入の上、送信してください。

期日前投票及び不在者投票

### 期日前投票所と期間

期日前投票所名	施設の名称	期間
期日前投票所名	施設の名称	期間
第1期日前投票所	市役所選挙管理委員会横会議室	10月8日(金)～10月23日(土) 8:30～20:00
第2期日前投票所	市役所白石島出張所	10月21日(木)～10月23日(土) 8:30～17:00
第3期日前投票所	市役所北木島出張所	10月21日(木)～10月23日(土) 8:30～17:00
第4期日前投票所	市役所真鍋島出張所	10月21日(木)～10月23日(土) 8:30～17:00

### 岡山県知事選挙

投票日 10月24日(日)

投票時間 7:00～20:00

(島地部は19:00まで)

～みんなそろって投票しましょう～

### 投票できる人

年齢：投票日に満20歳以上の

人（昭和59年10月25日以前に生まれた人）

住所：平成16年7月6日までに笠岡市の住民基本台帳に登録され、引き続き笠岡市に住んでいる人

◎平成16年6月24日以降に岡

山県内の他市町村へ転出され、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない人は、「引き続き岡山県内に住所を有する旨の証明書

（いずれかの市町村長が発行する）」（住民票でもよい）をお持ちになれば、笠岡市で投票できます。

◎平成16年7月7日以降に岡山県内の他市町村から笠岡市に転入された人は、前住所地の選挙管理委員会にお尋ねください。

込みでお届けします。配達予定日は10月15日(金)です。

○7紙の新聞を購読されてい

ない世帯の人へ

7紙の新聞を購読されていない世帯には、郵送でお届けします。「住所・世帯主氏名・

電話番号」を電話・郵便・FAXなどで選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

なお、選挙公報は新聞折り込みのほかに、市民生活課窓口、市民プラザ、図書館、吉田文化会館、各地区公民館、市役所出張所の補完場所に用意しています。

□病気やけが、妊娠などの理由で歩行が困難な人

※不在者投票施設に指定されている病院や老人ホームに入所している人は、施設の管理者に申し出ると施設で不在者投票ができます。

※他市町村に滞在して、投票所に行けない人は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をする方法もあります。

場券が届いていればご持参ください。

△投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある人

△レジャーや旅行などの私用で投票日に投票区内にいな人

△病気やけが、妊娠などの理由で歩行が困難な人

△投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある人

△レジャーや旅行などの私用で投票日に投票区内にいな人